

平成30年度「学部学生による自主研究奨励事業」募集要項

1. 事業概要

- 事業の目的：学部学生の独創的かつ意欲的な自主研究を奨励することを目的とする。
- 研究活動実施期間：平成30年7月2日（月）～12月14日（金）
※ただし、予算執行可能期間は平成30年7月2日（月）～11月30日（金）とする。
- 自主研究奨励費：最高50万円

2. 医学部医学科 募集方針

医学部医学科は学部教育目標として、大阪大学が掲げている「地域に生き世界に伸びる」を実践すべく、地域医療に貢献しながら、世界の先端をリードする医学・医療の研究を推進することを目標とし、21世紀を担う人づくりと人間中心の医療を目指した医学教育を実践しつつ他の学部・研究所と連携を密にしながら、世界有数の研究成果をあげています。

そこで、医学部医学科では、

- 高度な倫理観に裏付けられた、人間性豊かな医師・医学研究者の育成
- 世界の医学・医療をリードし、先進医療の開発を推進する創造性豊かな医師・医学研究者の育成

を人材育成の理念と目標に掲げて、地域医療を支える人材と国際的に活躍できる医療従事者及び研究者の育成、医学教育の充実に取り組んでいます。

この人材育成の理念に合致する正課外活動で、国際医療や地域医療に関することをテーマに活動している個人・団体を対象に募集を行います。

3. 申請方法

- 応募資格：学部1年～3年の個人又はグループ（学生の所属学部は問わない。ただし、代表は医学部医学科の学生であること。）
 - ※1. 同一人物が個人・グループで重複して申請することはできません。
 - ※2. アドバイザー教員は、医学系研究科所属の専任の教授、准教授、講師及び助教に限ります。
- 募集期間：平成30年4月2日（月）～5月31日（木）
- 募集テーマ：世界に通じる医学・医療に関する自主的な研究・活動・貢献
 - ※ 当該研究が「卒業にかかる単位を修得するための研究」（卒業研究等）でないこと。
 - ※ MD研究者育成プログラムや基礎配属で行う研究ではないこと。
 - ※ 教室で実施している研究ではないこと。
- 提出書類：様式2 平成30年度「学部学生による自主研究奨励事業」申請書・計画書
学外活動計画書（該当する場合のみ）（任意様式）
- 提出期限：平成30年5月31日（木）17時 厳守
- 提出及び問合せ先：医学系研究科 教務室学生支援係
連絡先 Tel 06-6879-3344

E-mail i-kyomu-gakuseishien@office.osaka-u.ac.jp

4. 選考結果の発表

平成30年6月中旬

※ 選考結果の通知は直接、申請者に送付します。

※ 採択された研究の情報（研究テーマ、研究代表者及び共同研究者所属・氏名、アドバイザー教員・氏名）は、大学HPに公表します。

5. 経費の管理・執行方法について

経費の管理及び執行については、アドバイザー教員の指導に従ってください。

6. 研究成果の報告等

■ 研究成果報告書・実績報告書の提出

提出期限 : 平成30年12月14日（金）17時 厳守

提出先 : 医学系研究科 教務室学生支援係

※ 詳細は別紙「研究成果報告書・実績報告書の提出について」を参照してください。

■ 研究成果発表会の実施

日程 : 平成31年2月中旬 詳細が決定次第、お知らせします。

場所 : A講堂（医学部講義棟）（予定）

※最優秀研究に選抜された研究グループについては、平成31年度いちょう祭開催日に実施する「全学選抜自主研究成果発表会」に出場していただきます。全学選抜自主研究成果発表会の詳細は後日お知らせします。

7. 個人情報の取扱い

■ 申請書に記載された個人情報にかかる事項については、「学部学生による自主研究奨励事業」にかかる業務において使用します。

■ 「学部学生による自主研究奨励事業」に採択された際には、「学部学生による自主研究奨励事業」及び本学の広報活動等を目的として、研究テーマ、所属学部・学科、学年、氏名及び活動報告等を公表することがありますので、予めご了承ください。

8. 留意事項

■ 申請にあたっては、研究上の指導及び奨励費の執行をしてもらうアドバイザー教員の設定が必要となります。指導を受けたい教員に様式10「先生方への協力のお願い」を手渡し、また、自身の研究内容を説明し、アドバイザー教員を引き受けてもらえるよう依頼してください。

■ 本事業により海外渡航をする場合は、「留学生危機管理サービス（OSSMA）」への加入を義務付けます。※詳細は様式9「海外渡航に際しての留学生危機管理サービス（OSSMA）への加入について」を参照してください。

■ 海外へ渡航する場合、採択後渡航先機関受入責任者からの受入承諾書と、誓約書の提出を義務付けます。提出がない場合は渡航を認めないことがあります。